

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和3年4月9日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから4月9日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をいたします。

本日は2番の審査会合の関係からです。

1ページ目の一番下を御覧ください。4月13日火曜日、(2) 第401回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合。議題は2つございます。

議題の1つ目は、4月7日の原子力規制委員会におきまして、日本原燃再処理施設の使用前確認について議論がございました。これを踏まえまして、改めて使用前事業者検査の方針を示すことなどについて規制庁から要望を行うものです。

議題の2つ目は、日本原燃再処理施設とMOX燃料加工施設の設計工事計画認可に関しまして、昨年12月24日の認可申請の中で、耐震関係の説明を受けるものです。

1枚おめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。一番上から行きます。(3) 第965回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合。

こちらは、日本原電東海第二発電所の特定重大事故等対処施設の設置変更許可に関する審査を行うものです。

続きまして、2つ飛ばしてその下です。4月14日水曜日、(6) 第45回技術情報検討会。議題は4つございます。

議題の1つ目は、最近、技術情報検討会の結果を規制委員会などに報告する時期、また報告の内容が変更されておりますので、その変更を説明するものです。

議題の2は、技術基盤グループで把握しております最新の知見をスクリーニングした結果を報告するものです。

議題の3つ目は、4月7日の原子力規制委員会におきまして、1F事故の調査・分析の中間取りまとめから得られた知見を技術情報検討会の場で検討することとされております。それを踏まえまして、今後の検討の進め方について説明を行うものです。

議題の4つ目は、国内外の原子力施設の事故・トラブル情報をスクリーニングした結果を説明するものです。

続きまして、その1つ下です。4月15日木曜日、(7) 第966回原子力発電所の新規制基

準適合性に係る審査会合。

こちらはサイトは1つになります。関西電力高浜発電所1号機、2号機の設置変更許可に関しまして、使用済燃料ピットの未臨界性評価について、昨年12月15日の会合のコメント回答を受けるものです。

では、1ページおめくりいただいて、3ページ目を御覧ください。一番上です。3番の書面会合です。

1つ目は、4月14日水曜日から4月16日金曜日、(1)第12回地震・津波技術評価検討会(書面開催)。議題は2つございますが、まとめて御説明いたします。

技術基盤グループで行う安全研究プロジェクトの中で、地震・津波関係のものがございます。その中でさらに令和2年度で終了した研究が2件ございますが、それらの事後評価と、研究が開始されてから3年目の研究が1件ございますが、その中間評価、これらを外部専門家に書面で評価を依頼するものでございます。

もう一つ書面会合がございます。4月15日木曜日から19日の月曜日までで、(2)第5回バックエンド技術評価検討会。こちらは同じく技術基盤グループで行う安全研究プロジェクトのうち、放射性廃棄物に係る技術の関係のもので、令和2年度に終了した研究2件の事後評価を外部専門家に書面で依頼するものです。

その次が、下の委員の現地視察等についてになります。

(1)佐賀県での地元関係者との意見交換及び九州電力株式会社玄海原子力発電所の現地視察。

日時ですが、4月24日土曜日の14時から地元関係者との意見交換、25日日曜日は8時40分以降、玄海原子力発電所の現地視察を行います。

委員は、更田委員長と伴委員が参ります。

ただ、こちらは新型コロナウイルス対策の関係で予定を変更する可能性がまだございますので、もし変更する場合には改めて御連絡をいたします。

私からは以上となります。

## <質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

では、オオヤマさん。

○記者 読売新聞のオオヤマです。よろしくお願ひします。

玄海原発の視察の件なのですが、主な狙いといいますか目的は何になるのでしょうか。

○児嶋総務課長 玄海原発の視察につきましては、いずれにしても意見交換に合わせましてそれぞれの実態を把握するというのが主な目的でございます。

○記者 コロナウイルスの関係で変更もあるというのは、何か緊急事態宣言なり、まん延

防止の適用なりがあったらということなのですか。

- 児嶋総務課長 まん延防止等重点措置を踏まえて、基本的対処方針が変更されています。その中で都道府県間の移動の自粛についてもたしか言及がございまして、まだまん延防止等重点措置が適用されてはいないのではっきりしたことは申し上げられませんが、それを踏まえて我々がどう判断するかというのは調整の余地があるということです。
- 記者 分かりました。ありがとうございます。

- 司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、カワムラさん、お願いします。

- 記者 朝日新聞のカワムラです。よろしくお願いします。

今の玄海視察の関係なのですけれども、先方の地元関係者はどなたとというのは決まっていたか。

- 児嶋総務課長 まだ決まっておりません。もうしばらくして、確定しましたら御連絡いたします。

- 記者 分かりました。

- 司会 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。

—了—